補助対象となる中小・小規模事業者の範囲

- ポイント還元事業の対象は、原則として中小企業基本法上の中小企業等とする。
- 他方、当該定義に該当する場合であっても、課税所得が15億円を超える中小・小規模事業者は対象外とする。

(1)中小・小規模事業者の定義

業種	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1 億円以下	100人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下

- ※1)旅館業は資本金5千万円以下又は従業員200人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業は資本金3億円以下又は従業員300人以下とする。
- ※2)資本金又は出資金が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小・小規模事業者は補助の対象外とする。
- ※3)事業協同組合、商工組合等の中小企業団体、農業協同組合、消費生活協同組合等の各種組合は補助の対象とする。
- ※4) 一般社団法人・財団法人、公益社団法人・財団法人、特定非営利活動法人は、その主たる業種に記載の中小・小規模事業者と同一の従業員規模以下である場合、補助の対象とする。

(2) いわゆる「過小資本企業」

● 中小・小規模事業者の定義に該当する場合であっても、登録申請時点において、確定している(申告済 みの)直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小・小 規模事業者は補助の対象外とする。

補助の対象外となる事業者・取引

● 下記の事業者・取引はポイント還元事業の補助対象外とする。

【補助の対象外となる事業者】

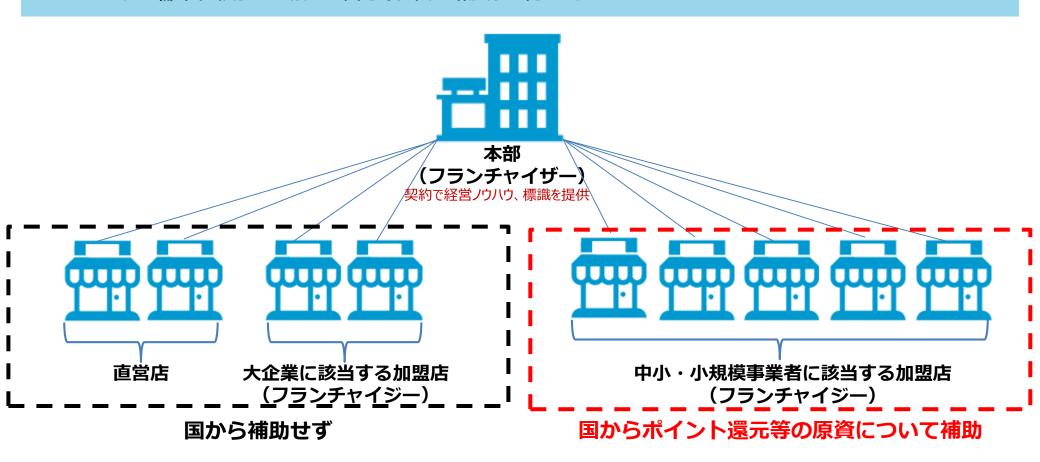
- ●国、地方公共団体、公共法人
- ●金融商品取引業者、金融機関、信用協同組合、信用 保証協会、信託会社、保険会社、生命保険会社、損 害保険会社、仮想通貨交換業者
- ●風営法上の風俗営業(※一部例外(注)を除く)等
- ●保険医療機関、保険薬局、介護サービス事業者、社会 福祉事業、更生保護事業を行う事業者
- ●学校、専修学校等
 - (注) ①旅館業法上の許可を受け旅館業を営む事業者、②食品衛生法上の許可を受け、生活衛生同業組合の組合員であり、料金の明示、明細の交付など会計処理 を的確に行うことについて組合の指導を受けた旨の確認を得て飲食店を営む事業者
- 【補助の対象外となる取引】
- ○有価証券等、郵便切手類、印紙、証紙、物品切手 等(商品券、プリペイドカード等)
- ○自動車(新車・中古車)の販売
- ○新築住宅の販売
- ○当せん金付証票(宝くじ)等の公営ギャンブル

- ●暴対法上の暴力団等に関係する事業者
- ●宗教法人
- ●保税売店
- ●法人格のない任意団体
- ●その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済 産業省及び補助金事務局が判断する者

- ○収納代行サービス、代金引換サービスに対する支払い
- ○給与、賃金、寄付金等
- 〇その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと経済産業省及び補助金事務局が判断するもの

フランチャイズチェーン等の取扱い

- **フランチャイズチェーン・ガソリンスタンド等**については、中小・小規模事業者(p1(1)) <u>に該当する加盟店</u>についてのみ、**国からポイント還元の原資(2%分)**について補助。
- ただし、端末費用及び加盟店手数料の補助は行わない。



(注) フランチャイズとは、事業者(「フランチャイザー」)が他の事業者(「フランチャイジー」)との間に契約を結び、自己の商標、サービス・マーク、トレード・ネームその他の営業の象徴となる標識、および経営のノウハウを用いて、同一のイメージのもとに商品の販売その他の事業を行う権利を与え、一方、フランチャイジーはその見返りとして一定の対価を支払い、事業に必要な資金を投下してフランチャイザーの指導および援助のもとに事業を行う両者の継続的関係。

※(一社)日本フランチャイズチェーン協会HPより抜粋